

記紀両書のヨモツヘグヒについて

福 島 秋 穂

でもよろしい」と言つた。

右の話は、北宋の太平興國三（九七八）年に成った『太平廣記』が、牛僧孺（七七九—八四七）の『玄怪錄』に載るとして紹介している。(1)

唐、博陵郡王崔玄暉の曾孫紹は、一度は死んで蘇った男である。彼は貧窮に身を置きながら、善を行なうことに努めていたが、縁あって康州（広東省徳慶県）で長官を勤める賈繼宗の部下となつた。間もなく母を亡くしたので、当時の官吏の習いに従い、服喪期間中は職を辞すことになつたが、家貧しいがため、羊城（広東省広州市）の知己を頼ることにして、大和八（八三四）年五月、康州の官舎を出発した。およそ一月の後に雷州（広東省海康県）に到着したものの、宿泊中の旅籠で熱疾を病み、二日目には早くも息絶えてしまつた。しかし、死してなお紹の胸及び口・鼻が幽かに暖かいので、家人が死骸を埋葬せずにいたところ、彼は七日にして蘇生したのである。其の間に、紹は冥府の役人に連れられて彼の地に赴き、其処で王判官と称される人物と対面した。面談中、王判官は下僚に茶を出すように命じ、其れが出されると、紹に次のように言つた。「此の茶を飲んではいけません。人間界の茶ではないのです」と。そして下役人が別に一瓶の茶を持参すると、王判官は、「これは人間界の茶であるから飲ん

唐、處州縉雲或は括蒼（孰れも浙江省の地）の人、杜光庭（八五〇—九三三？）は、開成年中（八三六—八四〇）に雅州（四川省雅安県）長官となつた崔公輔が、前記した崔紹同様の経験をしたと記す。

崔公輔の場合、死後三日にして蘇生したが、彼が其の寮佐（下役）に語つたところによると、冥界からの使者に追われて其の役所に行くと、一官人が彼を庁舎中へと案内した後暫くして、

「此有茶飯不可与使君食之不得復帰人間矣」と言つたという。

右二話と同様の話は、其の生没年が定かでなく、隋の仁寿初（六〇一）年頃に誕生し、唐の顯慶五（六六〇）年頃に没したかと言われる、京兆長安の人、唐臨が著した『冥報記』にも見え

河東（山西省永濟県）の柳智感は、貞觀年間（六二七—六四九）の初め、ある晩突然死したが、翌日蘇った。彼の蘇生後の談話によると、冥府で食物が出されたが、「不宜食此」という冥官の忠告に従って、其れを食さずいたところ蘇ったのだといふ。

右の三話は、同時に記録されたものでもなく、それぞれが語る内容も異なっているが、冥界を訪れ、其処から生還した男に関する話であるという一点では共通している。此のことと、崔紹が冥界の茶を飲んではならぬと言われ、崔公輔もやはり冥界の飲食物を口にすると、人間に復帰出来ぬと忠告され、柳智感の場合には、冥界の食物を食べてはならないと言われていることとから、

これらの物語の作者たち、または彼らを含めた唐代以前の中國民衆の脳裡に、冥界と其の地の飲食物に関して、一個の共通する考え方、即ち、冥界を訪れて其の地の飲食物を口にした者は、再び人間界に戻ることが出来ないとする観念・思想の存在したことを見出しが出来る。

また、右三話中の第二話の筆録者杜光庭が、後に紹介する同様の蘇生譚の筆録者である清の文人袁枚（一七一六—一七九七）と共に、浙江省の出身者であることと、第三話の載る『冥報記』が、我が國の『古事記』や『日本書紀』よりも前に出来しており、中国で「冥報記」（⁴）と史書にも記され、我国にも早く伝えられて、寛平年間（八八九—八九八）に編纂されたと考えられる『日本見在書目録』に、「冥報記十卷」と其の名の見える書物であることは、我が国における当該観念・思想の出来を考える上で、大いに参考になる。ちなみに、浙江省と第一話の舞台と

なっている広東省とは、共に海に面しており、福建或は江西省を隔てて互いに近い位置にあり、台湾と距離が比較的近い。

*

『古事記』は、伊耶那岐命による亡妻伊耶那美訪問の話、即ち黄泉国（冥界）訪問譚を語って、其の冒頭を、

於是、欲^レ相^レ見其妹伊耶那美命、追^レ往^レ黄^レ泉国。尔、自^レ殿^レ腰^レ戶^レ出向之時、伊耶那岐命語詔之、愛我那迩妹命^レ吾与^レ汝所^レ作^レ之國、未^レ作^レ竟。故、可^レ還。尔、伊耶那美命答白、悔哉、不^ニ速來。吾者為^レ黃^レ泉^レ戶^レ喫。然、愛我那勢命^レ那^ニ效^レ此。入^レ來坐之事、恐^レ故、欲^レ還、且^ニ予^レ黃^レ泉^レ神^レ相^レ論。莫^ニ視我^レ。と記す。

『日本書紀』もまた伊奘諾尊の黄泉国訪問譚を載録しているが、其の卷第一の第五（四神出生）段一書第六に、『古事記』が記すのと同様の記事が見え、其処には、

伊奘諾尊、追^レ伊弉冉尊^レ、入^レ於^レ黄泉^レ、而及之共語。時伊弉冉尊曰、吾夫君尊、何來^ニ之晚也。吾已^ニ淹泉之竈矣。雖^レ然、吾當^ニ寝息。請勿視之。

と記されている。そして此れも、伊奘諾尊による黄泉国訪問譚の冒頭部を形成している。

また、『日本書紀』は、此の一書の次に別の一書（第七）を載録するが、其の後半部は、一書第六に記された語句の訓注となつており、「吾夫君此云^ニ阿我難勢^ニ、淹泉之竈此云^ニ營母都併遇比^ニ」といった記事が見える。『日本書紀』卷第一の第五（四神出生）段一書第六の記す「淹泉之竈（營母都併遇比）」が、其の前後の表

現から推して、『古事記』の「黄泉ノ界」に相当することは明白であり、其れは『日本書紀』の場合同様、ヨモツヘグヒと訓まれてゐる。

記紀両書の上掲記事は、イザナミ神に、夫神の訪問時期の遅れしたことに対する怨嗟の声をあげさせ、既に彼女がヨモツヘクヒをしてしまったことを語りせっている。そして、『古事記』の記事によれば、黄泉神との「相論」の結果如何によつては、伊耶那美命が現し国に生還することが出来るかの如くであり、『日本書紀』の場合、「雖然。請勿祝之」という表現から推して、夫神に窺い見られることなく「寝息」すれば、やはり彼女は現し国に戻ることが出来るとしているものの如くである。つまり、記紀両書共に、イザナミ神はヨモツヘクヒをしてしまったので、容易には現し国に戻ることが出来ないというのである。

ただ、ヨモツヘグヒのことは、『古事記』と『日本書紀』卷第一の第五（四神出生）段一書第六にのみ見えて、他の一書には見えない。此れについて、「古事記と此一書とは伝承の盛に述べたので他は務めて理智的に修刪したものと思はれる。書紀が支那の史書に倣つたところ多く、概して理智的傾向を取つて編集された事は到處に見出される。かかる世潮の間に於て荒謬奇怪と見られるやうな伝説や信仰が次第に退けられた事は疑の無い所である」とする意見があるが、此れは正鵠を射ているとは言い難い。

『日本書紀』卷第一の第五（四神出生）段には、前掲した一書第六の記事とは別に、一書第九及び第十に、伊弉諾尊による亡妻訪問譚が見られる。そして、『古事記』に載録された伊耶那岐命の黄泉国訪問譚と、『日本書紀』が掲げる三つの一書（一書第六に「一云」として記される伊弉諾尊の放尿譚を考慮すれば、四つの一書と言るべきか）の物語とを、其の構成について比較検討すると、『古事記』の其れが最も盛り沢山で、充実しているのか如くであるが、伊耶那岐命を追跡する者が、途中で予母都志許亮から八雷神及び黄泉軍に交替すること、伊耶那岐命が十拳剣を振る相手と其のことが語られる箇所とが、同じく其のことを記す一書

第六の場合と異なること、桃の実の投擲されることが、「日本書記」の場合、黒鷺・櫛の投擲が語られる一書第六に見えず、一書第九に雷神の誕生と共に語られていること、被投擲物のうち黒(御)鷺・櫛の二つだけが食物に変ずること、など幾つかの点から、其れは、『日本書紀』の各異伝に記される物語構成素を按配・接合して成ったものらしいと知られる。⁽⁶⁾

ただ、ヨモツヘグヒのことは、「古事記」と『日本書紀』卷第一の第五（四神出生）段一書第六にのみ見えて、他の一書には見えない。此れについて、「古事記」と此一書とは伝承の體に述べたので他は務めて理智的に修刪したものと思はれる。書紀が支那の史書に倣つたところ多く、概して理智的傾向を取つて編集された事は到處に見出される。かかる世潮の間に於て荒誕奇怪⁽⁷⁾と見られるやうな伝説や信仰が次第に避けられた事は疑の無い所である」とする意見があるが、此れは正鶴を射しているとは言ひ難い。

言われる如く、『日本書紀』が「理智的傾向を取つて編集された」のであれば、仮令一つであってもヨモツヘグヒのことを語る一書を載録しているのはおかしいし、其のこととを語る伝承を一つは残しておこうという考えが、「荒誕奇怪」を受けようとする書紀編纂者にあつたとすれば、第五（四神出生）段において、伊奘諾尊の亡妻訪問を語る伝承としては、最後に載録されている一書第十こそが、其れに当てられるべきであつたはずである。何故ならば、書紀編纂者が数ある伝承を前にして、どれを第五（四神出生）段の「本文」とし、残りを「一書」とするかを決めた時、更に、「一書」載録の順序を定めた時、其の場では其れなりの価値

判断が働いたはずであり、「荒誕奇怪と見られるやうな伝説や信仰」を排斥しようとする心理からすれば、ヨモツヘグヒのことを語らせるには、当然のことながら一書第六よりも後に出る第十こそが相応しいと考えられるからである。

それに、一個の物語を「荒誕奇怪」と見るか否かは、個人の主観的判断によつて異なるが、『日本書紀』の卷第一・二は、其の記載するところ總て此れ所謂神話の範疇に属する物語であつて、「神話」は、其れに相当する西欧語（主として英語）が我国にあつては初め、「虚誕」・「荒唐」・「荒誕」などと訳されていたほどものもあるから、「荒誕奇怪」な話を避けようなどとしていたならば、差し詰め書紀の当該巻など出来することもなかつたはずである。

『古事記』の「莫視我」、紀一書第六の「請勿視之」に相当する表現が、「書第九に「請勿視吾矣」、一書第十に「勿看吾矣」とあり、イザナキ神とイザナミ神とが幽明境を異にすることになつた原因は、此の四つの伝承の孰れにあっても、イザナキ神による禁制の破棄、或は其れによつて惹起された事件の結果とされていること、イザナミ神のヨモツヘグヒを語る『古事記』と紀

一書第六において、其のことが後の物語展開の重要な構成素とされておらず、二神離別の決定的原因ともなつていないことなどからすれば、ヨモツヘグヒのことは、一書第九や第十から「修刪」されたのではなく、むしろもと其のことが語られていなかつた伝承に、「付加」されたと見るべきであり、其の結果として、『古事記』が語る伝承や紀一書第六の其れが出来したのである。

『古事記』の「黄泉戸奥」が『日本書紀』の「浪泉之龕」に相当することは既に見た通りであるが、『說文解字』に、「喫^食也从口契^切」⁽⁹⁾、「餐^食也从食歎^安浪餐或从水」⁽¹⁰⁾とあって、記紀両書におけるイザナキ神の黄泉国訪問譚が、共にヨモツヘグヒをすると、容易には現し国に戻ることが出来ないというのであるから、我国の民間にも古く、前に紹介した中国の話を産み出す土壤となつた観念・思想と同じもの、即ち、黄泉国（冥界）を訪れて其の地の食物を口にした者は、再び人間界に戻ることが出来ないとする観念・思想が存在していたと知られる。

此處で、記紀両書が載録するイザナキ神の黄泉国訪問譚において、ヨモツヘグヒのことがどのよう扱われ方をしているか、いま少し良く理解するため、更に、日本人自身の伝えた話、また我国そして我国に近い地域にあって日本人とは密接な関わりを有する人々の伝えた類話の一・三を見ることにしよう。

弘仁年間（八一〇—八二四）の終り頃に成つたと言われ、我国仏教説話集の鼻祖とされる『日本靈異記』は、天平十六（七四四）年大僧正の位に就いた行基を誹謗した僧智光が、一度は病没しながら、九日後に蘇生した話を載録している。此の話では、地獄に墮ちた智光が、「慎^慎黄籠火物莫^も食^ひ」⁽¹¹⁾、黄籠火物を莫食ひそ」という忠告を受けている。

其れを掲載する書物の出来時が、大正の末年であるから、いずれ其の採集時期も新しいと思われるが、沖縄に伝えられた一老婆の蘇生譚によると、蘇った老婆が、後生（黄泉国）の様子を語つ

て、「大勢の鬼見たやうな者がたかつて来てアカンチャーメー（赤土飯）を食べよとすめる。食べ度くないと言ふと頻りに嚇した
り賺かしたりして遂に力づくにも食べさせようとする。自分は愈々口をきつと結んで嚴然として応じなかつた。其の中には彼等も
我を折つて、王様らしい者が出て来て、お前は之を食べなければ
此處に置くことは出来ないからすぐ帰つて行けと言つた其の声が
終るが早いか私の目には明るい光が見えて来た」と言つてゐる。

また、此れも昭和九（一九三四）年十二月と、報告時期の新しいものであるが、人間界から魔神によつて攫われた一女性が、横座の土・木尻座の土を食わせられたため、鬼神の姿になり、悪魔の心を与えられ、人間界に戻れなくなつたといふ話を、北海道は網走に近い浦士別に住むアイヌの一首領が語つたといふ。

台湾の原住民中にあつて、アミ族に次ぐ人口を有するアタヤル族には、ある時一男性の姿が見えなくなつたことを語つて、「数

日経テ彼帰リ来リシガ暫シハ言葉モ吐カズ唯々目ヲ円クシテ居タ

リシガ艶テ口ヲ開キ我レ「トーガン」（靈界）ニ往来セリ其所ニ著キシ時或者肉ヲ授ケヨト云ヒシニ或者ハ授ケズト云ヒテ互ニ争ヒ居タリト談ル其後間モナク彼ハ死亡セリ」と報告する話が存在した。此の話は、男が肉を口にしたのか否か定かでないが、ヨモツヘグヒを物語構成素の一とするものであることは明白である。なお、此の話の掲載誌が発行されたのは、大正七（一九一八）年三月であった。

また、『日本靈異記』は、聖武天皇の時代のこととして、一人の男が死んで冥府らしき土地を訪れたところ、黄金の宮殿があ

り、其の宮門の左右で人々が匂いの良い美味しい食物を食つていたが、「中に居ること七日、飢渴渴きて、口より焰を出す」ほどの状態にありながら、其れを食うことを許されずして、結局は蘇った話を載せる。此れもヨモツヘグヒに關わる話である。

前に紹介した清の文人袁枚の著書『新齊諧』（子不語）には、次の話が見える。

四川省鄆都県の丁愷という男、鬼門閥を通り過ぎた時、知らず知らずのうちに冥界に足を踏み入れ、路に迷い、人間界に戻ることが出来なくなつてしまつた。やむなく足に任せて歩くうち、亡妻と巡り合う。今や閻羅王の卒牛頭鬼の妻となつてゐるという亡妻に連れられて、丁愷が其の家を訪ねると、牛頭鬼は彼のことを歎待してくれたが、三人で酒を飲み始めた時、丁愷が箸を取つて肴を食べようとするが、牛頭鬼と其の妻とは慌てて其れを奪い取り、「鬼酒無妨鬼肉不可食食則常留此間矣」と言つた。丁愷はやがて人間界に戻ることが出来た。

鬼酒は飲んでも良いが、鬼肉を食つてはならぬというのは、袁枚の創意工夫であろうか。それとも時代の変遷に伴う觀念・思想の変化の結果でもあるうか。

此處に掲げた幾つかの話と、前に記した中国の話のうちで、記紀両書のヨモツヘグヒを考えるのに有効な資料となり得るのは、其れが文献に載録された時期が、記紀両書の出来時に比較的近いという觀点からすれば、『冥報記』・『玄怪錄』・『道教靈驗記』そして『日本靈異記』に見える話である。

これらの話は、冥府・冥界、また地獄或は冥府らしき土地と、

さまざまに表現される世界を訪れた男が、其の地で如何なる行動をしたか、特に其の地の飲食物を口にしたか否かを明確に語る場合もあり、語らぬ場合もあるが、後者にあっても結局のところ、其処でなされた忠告や禁止に従つたと思しくて、男は蘇生しているのであるから、飲食物は一切口にされなかつたことになる。一方、記紀両書において、イザナミ神はヨモツヘグヒをしてしまつたとされており、日中の類話中にあっては、此の一点が特異である。

此のことは、ヨモツヘグヒのことがもと語られていなかつた伝承に、其れが付加された結果として、『古事記』また『日本書紀』卷第一の第五（四神出生）段一書第六に録載されている、イザナキ神による黄泉国訪問譚が存在するのだといふ考え方の正当なることを裏付ける。即ち、記紀両書の当該譚にあって、イザナキ・イザナミ二神が前者による禁制の破棄によつて別離することと、イザナミ神が黄泉国に留まらねばならぬことは既定の事実であり、早くから其のようすに語られていたので、当該譚の変化・成長に手を貸した人物は、黄泉国の飲食物を口にしてはいけないといつた忠告・発言の形で、ヨモツヘグヒのことを語ることが出来ず、既にヨモツヘグヒをしてしまつたという形で其れを付加・挿入したのである。冥界の飲食物を口にしたならば、人間界に戻れなくなるという観念・思想と、「故、欲還、且与黄泉神相」論⁽¹⁾或は「雖然、吾當寢息」⁽²⁾という表現とは、本来両立するはずのないものなのである。

我々がこれまでに見た我国や中国の話、またアイヌ・台湾の原住民の間で伝えられていた其れと同様の話、或は其れらを産み出す土壤となつた観念・思想と同じものは、諸外国に数多く存在していることが知られている。其らのうちの幾つかは、本論で既に掲げたものの一部を含めて、これまでにヨモツヘグヒを論じた人たちによって紹介されているが、此處で現在までに筆者の眼に触れた限りの当該譚、及び上掲の観念・思想について、其れが存在する土地或は其れを保有する民族の名を掲げておこう。

西アジアはチグリス・ユーフラテス河の間のメソポタミア及び其の両河下流のバビロニア⁽¹⁸⁾、カナン人即ち紀元前十三世紀にイスラエル人が到来する以前、地中海の南東岸ペレスチナ及び同海東岸シリアの地に住んだセム族、ギリシア⁽¹⁹⁾、エジプト⁽²⁰⁾、インド⁽²¹⁾、東ニューギニアのマッシム族、南西太平洋ニュー・ブリヂス諸島（バヌアツ共和国）中のバンクス諸島及びレバーズ島、ニュージーランド⁽²²⁾のボリネシア系原住民マオリ族、ボリネシア、エスキモ⁽²³⁾、イギリスのグレートブリテン島とアイルランド島の間に位置するマン島、デンマーク⁽²⁴⁾、フィンランド⁽²⁵⁾の各地、各民族に、既に見えた我国や中国の其れと同様の話や、其れを産み出したのと同じ観念・思想が伝承・保存されている。

南アフリカに居住するズールー族やアマトンガ族にも右の諸地域・諸民族に存在したのと同じ観念・思想があつたと思しくて、彼らは、「死者の魂が冥界で食物によると、それは決して地上に戻つてこない」⁽³¹⁾と言つた。

また、一人の男が、失つた槍を捜すため、ヤマアラシの穴に入

つたところ、多くの人が食物を料理しており、彼らが男に「食事を共にするようにと勧めた」⁽³²⁾が、彼は恐怖心から其の誘いを拒絶し、地上に戻った、というアフリカ大陸東部のケニア共和国に居住するキクニ族の話なども、物語作者による当該譚創作の目的が別のこところにあつたため、其の食物を食べたらどうなるかといふことを語る話と同じ範疇に入ることが出来るだろう。此處では其の一々を掲げることはしないが、同様の話は世界に多くあって、其らを含めると、右の地名・民族名は更に一層広がりを見せる。

我国の記紀両書の所謂ヨモツヘグヒと同じことを語る上掲諸地域・諸民族の伝承を見ると、例えば、メソポタミア・バビロニアの話で、物語主人公の訪れる場所が天国とされ、インドの其れでは、バーチーラ即ち地下の楽園とされているよう、其の訪問地は必ずしも黄泉国（冥界）ばかりではないことに気付く。

此のことから、中国に伝承された幾つかの話と、記紀に載録されたヨモツヘグヒのことに共通して見られた「黄泉国（冥界）」を訪れて其の地の飲食物を口にした者は、再び人間界に戻ることが出来ない」とする観念・思想は、世界的な視野で其のことを言うとなれば、「黄泉国（冥界）」という表現は、「他界」と改めるべきかと思われる。また、其の「他界」には人間界も含まれる可能性があるので、右の観念・思想に関わる表現のうち、「人間界」は「ものと世界」とでも改めた方が良いだろう。

上に掲げた諸地域・諸民族に、記紀の所謂ヨモツヘグヒと同じ

観念・思想また其れに基づいて作られた話の伝承・保存されたいた時期、或は其のことありと報告された時は同一ではない。古代文明の栄えた西アジア地域やギリシアにおける当該観念・思想及び其に基づく物語の出来と伝承・保存の時期は古く、其れが存在の報告がなされた時期は、我国で記紀両書が編纂された時よりも遙かに遅れる。

世界の各地・各民族における文明の進展の度合はそれぞれに異なるのであるから、我国にヨモツヘグヒの観念・思想が出来し、其が見られるような形で、記紀両書の載録する物語中に付加された時期の、我国の文明の開け具合と、太平洋の島々で当該観念・思想の存在が認められ、報告された時期の其の地における文明の進展度は、あるいは同じであるかも知れない。しかし、上掲の地域・民族に其のことありと報じられた時期の、それぞれの文明度が、總て同じ段階にあつた可能性は、まず無いと思われる。とすれば、我々が記紀両書に載録されたヨモツヘグヒのことを考えるのに、上掲諸地域・諸民族の伝える観念・思想また物語は、其の一部が、記録された時期の古いことと、唐臨や牛僧孺の出身地が、それぞれ京兆長安・隴西狄道（甘肅省）であることによつて、中国への伝播の可能性を窺わせ、更に、我国にも伝わつたかも知れないとは考えられるものの、此れを最上の資料価値を有するものとはなし難い。其らのほとんどは、『冥報記』・『玄怪錄』・『道教靈驗記』が、其の成立時の点で、記紀両書に近いという強みを有することに対して、一目置かなければならず、我々は、右

の地域や民族の報告から、他界を訪れて其の地の飲食物を口にした者は、再びもとの世界に戻ることが出来ない、とする観念・思想或は其れに立脚して創られた物語が、我国や中国の特産物ではなく、文明の発展段階のある時期において、各地に出来したものであるという結論を引き出すに留めるべきであろう。

八世紀初頭に成立した記紀両書に見えるヨモツヘグヒの観念・思想の我国における出来時が、両書の成立時を時間的にどれほど遡り得るか判然としないが、其の文明の最盛時を紀元前に遡り、距離的にも遠い西アジアの伝承と、記紀の其れとを等し並に扱い、俄に両者の比較検討をする訳にはいかない。

*

他界を訪れて其の地の飲食物を口にした者は、再びもとの世界に戻ることが出来ない、という観念・思想は、多くの民族にあって、「飲食物それ自体に呪的結合力が内在すると信じ」られたことと、「飲食物を通しての危害に対する心配が共飲共食者を結合させる」という心理的基礎に基づいて出来たとされるが、中国と我国における当該観念・思想或は其れに立脚する物語が、それぞれの地において自生したのか、他より伝播したものであるのかは判然としない。右のような心理的基礎が、日中両国にそれぞれ他と関わりなく別個に存在し、それぞれの基礎に基づいて、見たような物語や記紀の所謂ヨモツヘグヒのことが創られたのか、心理的基礎のみが別々に自生し、観念・思想また物語は、一方から他方へ伝播したのか、其の總てが一方から他方への伝播なのか、両者の関係の一部若しくは全部に伝播のことを認めるとすれば、

ば、其れは孰れから孰れへの伝播であるのか、幾つかの場合が考えられるが、総ては明らかでない。

此處で再度、記紀両書の記す「黄泉戸奥」・「黄泉之竈」の表記について考へると、「奥」・「渢」の二字が、其の意義において相通することは見た通りであり、『日本書紀』の「泉」は『古事記』の「黄泉」に当たると思われる。すると表記文字の上では、『古事記』の「戸」は『日本書紀』の「竈」字に相当することになり、ヨモツヘグヒの訓から、「戸」・「竈」共にへと訓まれたことになる。⁽³⁵⁾ そして、室町時代に成った国語辞書『節用集』に、「竈」⁽³⁶⁾ あるよう、竈を意味する言葉にハツツイの語があることから、記紀両書のヨモツヘグヒでは、飲食物を煮炊きする竈が、大事な意味を持たされていると知られ、此のことは、『日本靈異記』の智光蘇生譚に、「黄竈火物」とある「竈火」の表記によつても確かめられる。

此の「竈戸」或は「竈火」のことは、中国の話において全く触れられていない。とすれば、古い時代における日中両国との文化的交流が盛んであったこと、中国大陆の沿岸部に、冥界を訪れた男が、其の地の飲食物を口にしたならば、人間界に戻れなくなるという忠告を受けた話、或は其れを産み出した観念・思想の存在した可能性のあること、『日本靈異記』の語る智光蘇生譚では、中國側が伝える話の場合と同様の忠告を主人公が受けていること、などからすれば、当該観念・思想に関しては、日中の間に伝播の関係が成り立つとしても、なお、「竈(戸)」・「竈火」のことは、我國独自の発明であったことになる。

イザナミ神が犯したヨモツヘグヒについて、宣長が、「黄泉国^{カド}にて煮炊たる物を食^フを云り、是なむ火を忌清^{ムキ}む事の本なりける」(中略)「火の穢^ハをなほざりにな思ひなし^シそ」として以来、諸家ヨモツヘグヒを説明する折には、「火の穢れ」のことを述べていた。⁽³⁾

此れに対し、松村武雄は、世界の諸民族の民間信仰に、他界を訪れた者が其の地の飲食物を口にすると、もと彼が所属した世界に戻れなくなるという観念・信仰が広く行なわれているとして、バビロニアを始めとする諸外国の神話を参照し、其の観念・信仰の母胎が、「本源的には決して死界の嫌惡や死界の火の穢れではなくして、他に存してゐる」と述べ、前述した如く、飲食物自体の有する呪的結合力と飲食物を通して与えられる危害に対する危惧のことと/orい、「火の穢れ」説は、ヨモツヘグヒの原義を解明するに力不足であるとした。

確かに、世界的な広がりの中で見るならば、ヨモツヘグヒの「原義」は、言われる通りのところにあるであろうが、『日本書紀』が其れを表記するに「竈」の文字を用い、其れが『古事記』でも「戸」と記され、また『日本靈異記』に「竈火」の表記があることも事実であって、我国におけるヨモツヘグヒのことを考えると、この一事と、上掲三書にあっては其の孰れもが、物語主人公の訪れた他界を黄泉国(冥界)としていることとを忘れてはならない。

黄泉国(冥界)を訪れ、其の地の飲食物を口にした者は、人間界(明界)に戻れなくなるという観念・思想が、我国に自生、或

は中国から伝播して後、其れに、死を穢れとし、死者の世界を穢れた場所であると考へること、飲食物の多くが煮炊きをされること、其のことあるを確かめるには資料が乏しいが、未開・古代人の実生活で、死者を出した家の火は穢れないとされたことなどから、「火の穢れ」のことが加えられて、ヨモツヘグヒの語が出来し、其のが既にイザナキ・イザナミ二神の別離とイザナミ神が黄泉国に留まることとを語っていた、イザナキ神による黄泉国訪問譚に付加されるという経過を辿つて、記紀両書に見られる同譚は出来上がつたものと思われる。

従つて、記紀両書のヨモツヘグヒの語を説明するのに、「火の穢れ」のことばかりを言うのは、正鶴を射た解説であるとは言い難いが、近年の注釈が、其れを、黄泉国の竈で煮炊きした物を食うこととしながら、黄泉国を訪れた者が其の地の飲食物を口にすると、明界に戻れなくなるとだけ述べて、「火の穢れ」のことに触れないのであるのは解せないことである。⁽³⁹⁾

*

*

我国の未開・古代人が死を穢れとし、死者の世界を穢れた場所であると考えたことは、『古事記』に阿遲志貴高日子根神の発言として、「穢死人」(上巻)という表現が見られること、黄泉国が『古事記』に「穢國」(同上)、『日本書紀』に「汚穢之國」・「汚穢之處」(孰れも第五段一書第六)と表記されていることによつて明らかである。

死者を出した家の火は穢れでいるとする観念・思想が、嘗ての我国の民間に存在したことは、「死の報伝はるや隣保者先づ來り

弔し即ち別火家を定む、其は死亡者ある家は穢あるに因り当家の火（喫煙、飯肴すべて）を避くるが為、別に家を取極めて集会飲食する所とするなり」、「死亡の家では一切の煮炊きをしない」といった報告によつて其れを知ることが出来るが、此れは孰れも近年の報告であつて、此れと同じ習俗が、我国の未開・古代人の間にも確かに見られたとするには、いま少し古い時代の記録・報告が必要とされよう。

- (注) (1) 李昉等編『太平廣記』卷第三百八十五。なお、王判官の発言は、中華書局版の同書（一九六一年新一版）に、「勿喫。此非人間茶」、また、「此是陽官茶」と記されている。
- (2) 杜光庭著『道教靈驗記』卷十二「崔公輔仙都經驗」——『道藏』洞玄部記伝類。
- (3) 唐臨著『冥報記』卷下（涵芬樓秘笈本）。
- (4) 劉昫著『旧唐書』卷八十五・列伝第三十五・唐臨伝。
- (5) 藤原佐世編『日本國見在書目錄』二十雜伝家。
- (6) 拙稿「記紀に載録された呪物投擲逃走譚について」——『國文學研究』第六九集五・九頁、同「イザナギ神が剣を後手に振ることについて」——同上誌第七七集七・九頁。
- (7) 堀維孝著「黄泉戸喫」について（その二）——『国学院雑誌』大正一五年一二月号一一頁。
- (8) 例え、明治六年一月印行の『附音挿図 英和字彙』は、MYTH を「小説・虚誕」と訳し、同十二年三月に発行された中村敬宇校正・津田仙ノ・柳沢信大・大井鎌吉仝譯『英華和譯字典（坤）』は、同じ語を「荒唐、荒誕、虚謬、ツクリゴト」と訳している。また、明治十八年発行『英和雙解字典』も、Myth に「小説・虚談」、やがて「荒唐」の訳語を当てている。

- (9) 許慎著『說文解字』第二上口部。
- (10) 同上書弟五下食部。
- (11) 景戒著『日本靈異記』中巻「智者詐姫变化聖人而現至閻羅闕受地獄苦・縁第七」。訓み下し文は、日本古典文学大系本による。
- (12) 奥里将建著『の見た古事記と萬葉』五八頁。同書は奥付に「大正十五年四月廿日再刷、大正十五年四月廿五日發行」と記すが、巻頭に大正十五年一月五日付の「例言」を付している。
- (13) 里真志保著「黄泉戸喫」——『ドルメン』第三巻第一二号四六・四七頁。
- (14) 『臨時台灣日債蕃族調査報告書』大公族前篇三六〇頁。
- (15) 景戒著前掲書中巻「依下不ニ布施一與放生上而現得ニ善惡報縁第十六」。訓み下し文は、日本古典文学大系本による。
- (16) 袁枚著『新齊諧』卷五（隨園三十種本）。また、同著『子不語』卷五（筆記小説大觀本）。
- (17) 堀維孝著「黄泉戸喫」について——『国学院雑誌』大正一五年一月号七六・八四頁。松村武雄著『日本神話の研究』第二巻四二八・四三〇頁。
- (18) E・キエラ著・板倉勝正訳『粘土に書かれた歴史』一二九一・二三一頁。S・H・フック著・吉田泰訳『オリエント神话』九一頁。
- (19) T・H・ガスター著・矢島文夫訳『世界最古の物語』二九一頁。
- (20) アボロドーロス著・高津春繁訳『ギリシア神話』三七・三八頁。ブルフィンチ著・野上弥生子訳『ギリシア・ローマ神話』上七七・七八頁。
- (21) J・リヴィオ著・中山公男訳『エジプトの神話』——

『オリュンポスの神話』九三三頁。

- (22) 岩本裕訳『カターナリット・ヤーガラ』(2) 一一一-1
一一一頁。

- (23) J. G. Frazer, *The Belief in Immortality*, vol. I, p.
207.

- (24) E. S. Hartland, *The Science of Fairy Tales*, p. 44.
R. H. Codrington, *The Melanesians, Studies in their
Anthropology and Folk-Lore*, pp. 277, 286.

- (25) E. S. Hartland, op. cit., p. 45. J. A. Macculloch, *The
Childhood of Fiction*, p. 178.

- (26) R. B. Dixon, *Oceanic Mythology*, p. 77.

- (27) 『神話伝説大系』第十六卷自然民族篇(1)九三-1-1九五頁。

- (28) E. S. Hartland, op. cit., p. 41.

- (29) E. S. Hartland, op. cit., pp. 40-41, 44.

- (30) フルロット編・小泉保訳『カレワラ』(2)一一一九頁。

- (31) T. H. ガスター著・矢島文夫訳前掲書(1)〇七頁。

- (32) J. G. フランザー著・青江舜二郎訳『火の起源の神
話』一八〇-一八一頁。

- (33) 松村武雄著前掲書四三五頁。

- (34) 同上書四三四頁。

- (35) ヘグヒを「火」クル(食)の転呼」とし、「字についてへを竈の義とするのは誤である」とする松岡静雄の意見がある(『日本古語大辞典』語説一一一九一一〇頁)が、「黄泉ノ奥」と「浪泉之竈」が相応じており、「火」がへに転じて、「口」また「竈」と表記されたのだとする明証がないので従い難い。本居宣長が、「口」即ち「竈」である

とし(『古事記伝』六之卷)橋守部が、「口の言は竈の字に当れり。…(中略)…竈を閉都比と云」(『倭威道別』卷四)と述べたのに従うべきである。

- (36) 本居宣長著前掲書六之卷。

- (37) 例え、平田篤胤(『靈能真社』上都卷)、本居宣長(『触穢及肉食の補説』——國學院編纂『法制論纂統編』八六一頁)、松岡静雄(前掲書)一一〇頁)、次田潤(『古事記新講』五八頁)など。

- (38) 松村武雄著前掲書四三〇頁。
(39) 司著『古事記全註釈』第一卷、西郷信綱著『古事記注釈』第一卷、新潮日本古典集成『古事記』、日本古典文学大系67『日本書紀』上、の諸書が、「火の穢れ」のことに触れていない。近年の注釈では僅かに、日本思想大系1『古事記』に、「民俗の同火の心の観念が基礎になつておる」(二二四頁)と「火の穢れ」のことを窺わせる表現が見られるだけである。一方、『日本靈異記』の「燒黄泉竈火物莫食」という表現に関する注では、日本古典文学大系70『日本靈異記』が、「火の穢れ」のことに触れ(一六五頁)ている。しかし、新潮日本古典集成『日本靈異記』は其のことに全く触れず、日本古典文学全集『日本靈異記』は、格別の解説も施さず、『古事記伝』の「黄泉ノ奥」条の一部、「火の穢れ」に言及した部分を引用、呈示している。

- (40) 高村日羊著『高知県長岡郡地方』——『旅と伝説』第六年七月号一五六頁。

- (41) 松本友吉著『熊本県阿蘇地方』——同上誌一七五頁。